

第 2 鳥獣被害防止対策の概況

鳥獣被害防止対策に関する制度の概要	説明図表番号
<p>1 鳥獣被害防止対策に関する制度の概要</p> <p>(1) 鳥獣の保護管理及び被害防除対策</p> <p>我が国には、約 700 種の野生鳥獣が生息するとされており、これまで、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）及び鳥獣保護法に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「鳥獣保護基本指針」という。）により、人と鳥獣の軋轢を回避するために個体数管理（狩猟、許可捕獲による個体数の調整等をいう。以下同じ。）、生息環境管理、被害防除対策（鳥獣の侵入防止柵の設置等をいう。以下同じ。）等の総合的な保護管理対策が行われてきた。</p> <p>鳥獣保護法及び鳥獣保護基本指針では、日本に生息する野生鳥獣を、「希少鳥獣」（注 1）、「狩猟鳥獣」（注 2）、「外来鳥獣」（注 3）、「一般鳥獣」（注 4）に区分して保護管理等を行うこととされている。</p> <p>これらの野生鳥獣のうち、①ニホンジカやイノシシなどのように、個体数や分布域の増大により重大な農林水産業被害を与えたり、自然生態系の攪乱を引き起こしたりするなど、人との軋轢が深刻化している鳥獣、②ツキノワグマなどのように、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣で、長期的な観点から当該地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要がある鳥獣については、都道府県が特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）（注 5）を作成し、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りながら、科学的で計画的な管理目標に基づいて、鳥獣の適切な個体数管理の実施、鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等、様々な手段を講ずることとされている。</p> <p>なお、特定計画は、平成 23 年 10 月 1 日現在、46 都道府県で 120 計画が作成されており、鳥獣別には、ニホンジカ(38 都道府県)、ツキノワグマ(20 都道府県)、ニホンザル(19 都道府県)、イノシシ(34 都道府県)、ニホンカモシカ(7 都道府県)、カワウ(2 都道府県)の特定計画が作成されている。</p> <p>（注 1）特に保護を図る必要があるものとして、国が鳥獣保護法第 7 条第 6 項第 1 号の規定等に基づき定めるもの（139 種類（鳥類 91 種類、獣類 48 種類）と都道府県が鳥獣保護事業計画（注 6）において定めるもの）。</p> <p>（注 2）狩猟対象としての価値、農林水産業等に対する害性及び狩猟の対象とすることによる鳥獣の生息状況への影響を考慮して、国が鳥獣保護法第 2 条第 3 項の規定等に基づき定めるもの 49 種類（鳥類 29 種類、獣類 20 種類）。</p> <p>（注 3）本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣。</p> <p>（注 4）希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣。</p> <p>（注 5）鳥獣保護法第 7 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事は、当該区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の保護のための管理に関する計画を定めることができる。</p> <p>（注 6）都道府県知事は、鳥獣保護法第 4 条の規定に基づき、鳥獣保護基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとされている。</p>	<p>図表 I-①</p> <p>図表 I-② i, ii</p> <p>図表 I-③</p> <p>図表 I-④</p>

(2) 鳥獣被害防止対策

野生鳥獣のうち、農林水産業に被害を与える鳥獣については、農林水産省が都道府県及び市町村を通じて調査をしている「野生鳥獣による農作物等の被害状況調査」（詳細は、後述第3-1-(1)-イ「農作物等の被害状況の把握」を参照。）の調査対象鳥獣として、カラス、ヒヨドリなどの鳥類 18 種類とクマ、イノシシ、シカ、サルなどの獣類 16 種類を指定している。

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にあり、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。鳥獣による農林水産業等に係る被害は、例えば、農業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加をもたらし、これが更なる被害を招くなどの悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に表れる以上の影響を及ぼしていると言われている。

このため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、従来からの鳥獣保護法に基づく取組に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特別措置法」という。）が制定され、被害防止対策を総合的かつ効果的に進めることとされた。

特別措置法第 3 条第 1 項では、農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「被害防止基本指針」という。）を定め、また、特別措置法第 4 条第 1 項では、市町村は、被害防止基本指針に即して、その区域内で被害防止対策を総合的かつ効果的に実施するため、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができると規定されている。これにより、被害の状況を的確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となって、被害防止計画に基づき総合的かつ効果的に被害防止対策に取り組むこととなった。（注 7）

（注 7）被害防止計画は、平成 24 年 2 月末日現在で、全国の 1,719 全市町村（うち、農林水産省に被害発生報告があった市町村は 1,452）のうち、1,199 市町村（約 70%）で作成済み又は作成予定となっている。

被害防止基本指針では、市町村が被害防止計画を作成するに当たって、都道府県に対し、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、これらに関して必要な援助を行うよう努めることとされている。

また、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、鳥獣の生態や生息状況、被害の発生状況や発生原因等の科学

図表 I-⑤

図表 I-⑥

図表 I-⑦

的知見を踏まえ、被害防止計画の作成、侵入防止柵や捕獲機材の導入、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずることとされている。

さらに、市町村が、被害防止計画に基づき被害防止対策を効果的に行うためには、被害防止計画と都道府県の定める特定計画との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や都道府県が実施する鳥獣の保護管理対策の実施状況について留意するとともに、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保にも留意することとされている。また、都道府県は、市町村から被害防止計画の協議があった場合には、特定計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする事とされている。

このように、被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護法による保護管理制度と連携して進められる必要があり、事業実施主体である市町村に対し、国（農林水産省、環境省）と都道府県（農林水産部局、自然保護部局（鳥獣保護管理担当））がそれぞれの役割に応じて、緊密に連携することが求められている。

なお、鳥獣保護法の保護管理の対象外とされているトドなど、水産業に著しい被害を及ぼす海棲哺乳類については、生態や来遊頭数に関する調査・研究、混獲頭数の把握等に基づき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）等による採捕制限（水産資源の保護及び個体数管理のために年間の採捕量が制限される制度）の下で管理が行われているが、特別措置法に基づく被害防止計画の対象鳥獣ともなっている。

図表 I-⑧

2 国による支援状況

特別措置法第 8 条では、国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助等、財政上の措置を講ずるものと規定されている。

鳥獣被害防止対策等に係る国の主な事業は、次表のとおり、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省及び文部科学省（文化庁）によって実施されており、いずれも、近年、事業費が増加している。

また、総務省は、都道府県の林野行政費において、鳥獣行政費として職員給与、備品購入費、調査等委託費、市町村への補助等を普通交付税として算入しているほか、有害鳥獣の駆除のため市町村が負担した額の 5 割から 8 割について特別交付税措置を講じている。

図表 I-⑨

表 関係省庁における鳥獣被害防止等に係る主な事業費の推移 (単位：百万円)

所管省庁	事業名等	平成 20年度	21年度	22年度	23年度 (予算)	24年度 (予算)
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策事業	976	2,246	2,277	11,283	9,500
林野庁	森林環境保全整備事業 (鳥獣害防止施設整備)	960	1,138	1,161	118,197 の内数	124,234 の内数
水産庁	有害生物漁業被害防止 総合対策事業(トド)	74	90	102	722 の内数	578 の内数
	水産関係民間団体事業 (カワウ)	3	69	158	304 の内数	210 の内数
環境省	特定鳥獣等保護管理実 態調査等の鳥獣の保護 管理に関する事業	225	195	199	158	370
文部科学省 (文化庁)	天然記念物食害対策事業	188	199	209	222	222

(注) 1 当省の調査結果による。なお、平成20年度から22年度は執行額ベース、23年度及び24年度は予算ベースである。

2 鳥獣被害防止総合対策事業は、平成22年度から「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」となっている。

このうち、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業は、平成19年度以前は、「鳥獣被害防止対策事業(補助事業)」として実施されていたが、特別措置法が制定されたことに伴い、次表のとおり、20年度に総合対策事業として開始されたものである。その後、平成21年11月の行政刷新会議による事業仕分けの結果を受け、配分方法が変更され、22年度から都道府県への交付金による事業とされた(以下、当該交付金事業を「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」という。)。なお、平成23年度には緊急対策枠100億円が追加され、事業規模が拡大している。

表 鳥獣被害防止総合対策事業予算の推移(当初予算ベース) (単位：百万円)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ソフト対策 (研修等)	600	600	840	1,398	1,698
ハード対策 (防護柵設置等)	2,200	2,200	1,438	9,886	7,802
計	2,800	2,800	2,278	11,283	9,500
	国直採	国直採	交付金	交付金	交付金

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「国直採」とは、国が事業実施主体(地域協議会等)ごとの予算額を決定するもの、「交付金」とは、国が都道府県に予算を交付し、その予算額の範囲内で都道府県が事業実施主体ごとの予算額を決定するものである。

3 平成23年度は、端数処理の関係で「計」欄の数値は一致しない。

3 農作物等に係る鳥獣被害等の状況

① 農作物被害

農林水産省の調査結果によると、鳥獣による農作物の被害は、近年、増加傾向を

図表 I-⑩

示しており、平成 22 年度では、被害面積 11 万ヘクタール、被害量 73.6 万トン、被害金額は 239 億円と、量及び金額は 12 年度以降で最多となっている。

また、農作物被害を鳥獣別にみると、獣類によるものが、近年増加傾向を示しており、全体の約 7 割強を占め、平成 22 年度の被害金額は、シカによるものが 78 億円（対前年度比 10%増加）、イノシシが 68 億円（同 22%増加）、サルが 19 億円（同 12%増加）となっている。一方、鳥類による被害は面積、量及び額とも減少し、割合も鳥獣全体の 3 割弱となり、主なものでカラスによるものが 23 億円、ヒヨドリが 11 億円の被害金額となっている。

なお、農作物等に被害を及ぼす主な鳥獣の平成 12 年度から 21 年度までにおける捕獲状況をみると、狩猟（注 1）による捕獲数が増加傾向にある。また、狩猟による捕獲数以上に、許可捕獲（注 2）による捕獲数が増加しており、平成 21 年度においては 12 年度と比較して、イノシシは 3.1 倍の 14 万 8,900 頭、シカは 3.3 倍の 15 万 4,800 頭、サルは 1.7 倍の 1 万 6,200 頭となっている。

（注 1）法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲を行うこと（鳥獣保護法第 2 条）。

（注 2）生態系や農林水産業に対して、鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて、野生鳥獣又は鳥類の卵を捕獲等することが認められている（鳥獣保護法第 9 条）。

図表 I-⑪

② 森林被害

林野庁の取りまとめ結果によると、鳥獣による森林被害面積は平成 21 年度は約 6,100 ヘクタールで、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による幼齢木の食害、ニホンジカ、クマ等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は約 5,000 ヘクタールから 7,000 ヘクタール程度で推移しており、鳥獣の種類別にみると、ニホンジカ、カモシカ、クマの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の 7 割近くを占めている。

③ 水産被害

全国の水産被害の正確な状況把握は行われていないが、北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、被害金額は北海道だけで毎年 10 億円以上となっているとされている。また、近年、カワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種の食害等が拡大している。

このように、農作物の被害が全国的に広がりを見せているほか、森林被害、水産被害も相当なものとなっている。

また、市町村を始め、国、都道府県等で各種の被害防止対策が実施されているものの、例えば、被害を及ぼす鳥獣の捕獲数が増えているにもかかわらず、被害（額）は減少せず、逆に、増加している鳥獣もみられるなど、従来以上に効果的な被害防止対策の実施が必要となっている。

4 特別措置法の一部改正

特別措置法は、平成 24 年 3 月 31 日、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、① 住民被害への対処、② 市町村長による都道府県知事に対する要請、③ 捕獲等に関わる人材の確保措置の内容を追加する等の一部改正が行われ、平成 24 年 6 月 30 日から施行された（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）の技能講習の適用除外に関する規定は、平成 24 年 9 月 28 日から施行）。

図表 I-⑤
(再掲)

図表 I-① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわなであつて環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

4 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をするをいう。

5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあつては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

6 （略）

第二章 基本指針等

（基本指針）

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

三 その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（鳥獣保護事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣保護事業計画の計画期間

二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項

三 （略）

四 第九条第一項の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）に関する事項

五 （略）

六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項

七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

3～5 (略)

(鳥獣保護事業計画の達成の推進)

第五条 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。

(国の援助)

第六条 国は、都道府県知事が、鳥獣保護事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(特定鳥獣保護管理計画)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定鳥獣の種類

二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間

三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

四 特定鳥獣の保護管理の目標

五 特定鳥獣の数の調整に関する事項

六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。

5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣（以下「希少鳥獣」という。）であるとき。

二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。

7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。

8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

第三章 鳥獣保護事業の実施

第一節 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一～三 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に

許可の申請をしなければならない。

- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。
 - 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)
 - 三 捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をする場合において、鳥獣の保護、生態系の保護又は住民の安全の確保及び指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画が定められた場合において、当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣について第一項の許可をしようとするときは、当該特定鳥獣保護管理計画の達成に資することとなるよう適切な配慮をするものとする。
- 7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 9～12 (略)
- 13 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。
- 14 (略)

(狩猟鳥獣の捕獲等)

第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区(第十四条第二項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。)その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(次項の規定により限定されている場合はその期間とし、第十四条第二項の規定により延長されている場合はその期間とする。)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、狩猟鳥獣(第十四条第一項の規定により指定された区域においてはその区域に係る特定鳥獣に限り、同条第二項の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る特定鳥獣に限る。)の捕獲等を行うことができる。

- 一 次条、第十四条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき。
- 二 次条、第十四条から第十七条まで、第三十六条及び第三十七条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
 - イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等
 - ロ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないとする狩猟鳥獣の捕獲等

2～3 (略)

(特定鳥獣に係る特例)

第十四条 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保

護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、第三十四条第一項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定することができる。

- 2 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その狩猟期間の範囲内で、当該特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。
- 3 都道府県知事は、特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該特定鳥獣に係る特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、その都道府県の区域内で、環境大臣が当該特定鳥獣に関し行う第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除することができる。
- 4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(鳥獣の放置等の禁止)

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

第四章 狩猟の適正化

第一節 危険の予防

(銃猟の制限)

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

第二節 狩猟免許

(狩猟免許)

第三十九条 狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許（以下「狩猟免許」という。）を受けなければならない。

- 2 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に区分する。
- 3 次の表の上欄に掲げる猟法により狩猟鳥獣の捕獲等しようとする者は、当該猟法の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる狩猟免許を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

猟法の種類	狩猟免許の種類
網を使用する猟法又は第二条第二項の環境省令で定める猟法	網猟免許
わなを使用する猟法	わな猟免許
装薬銃を使用する猟法	第一種銃猟免許
空気銃を使用する猟法	第二種銃猟免許

- 4 第一種銃猟免許を受けた者は、装薬銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができるほか、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる。

(狩猟免許の申請)

第四十一条 狩猟免許を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）に、申請書を提出し、かつ、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けなければならない。

(狩猟免状の交付)

第四十三条 狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に対し、環境省令で定めるところにより、狩猟免状を交付して行う。

(狩猟免許の有効期間)

第四十四条 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許に係る狩猟免許試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までの期間とする。

2 第五十一条第三項の規定により更新された狩猟免許の有効期間は、三年とする。

(狩猟免状の記載事項)

第四十五条 狩猟免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 狩猟免状の番号
- 二 狩猟免状の交付年月日及び狩猟免許の有効期間の末日
- 三 狩猟免許の種類
- 四 狩猟免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

2 管轄都道府県知事は、前項に規定するもののほか、狩猟免許を受けた者について、第四十二条の規定により、狩猟免許に条件を付し、又は狩猟免許に付されている条件を変更したときは、その者の狩猟免状に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

(狩猟免許の更新)

第五十一条 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

2～4 (略)

(狩猟免許の失効)

第五十三条 狩猟免許は、狩猟免許を受けた者が狩猟免許の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

第三節 狩猟者登録

(狩猟者登録)

第五十五条 狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事（以下この節において「登録都道府県知事」という。）の登録を受けなければならない。ただし、第九条第一項の許可を受けてする場合及び第十一条第一項第二号（同号イに係る部分を除く。）に掲げる場合は、この限りでない。

2 前項の登録（以下「狩猟者登録」という。）の有効期間は、当該狩猟者登録を受けた年の十月十五日（狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日）からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。ただし、北海道においては、当該狩猟者登録を受けた年の九月十五日（狩猟者登録を受けた日が同月十六日以後であるときは、その狩猟者登録を受けた日）からその日の属する年の翌年の四月十五日までとする。

(狩猟者登録の申請)

第五十六条 狩猟者登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、登録都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 狩猟免許の種類
- 二 狩猟をする場所
- 三 住所、氏名及び生年月日

四 その他環境省令で定める事項

(狩猟者登録の実施)

第五十七条 登録都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を狩猟者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

- 2 狩猟者登録は、当該狩猟者登録を受けた狩猟免許の種類及び狩猟をする場所に限り、その効力を有する。
- 3 登録都道府県知事は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(報告義務)

第六十六条 狩猟者登録を受けた者は、その狩猟者登録の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その狩猟者登録に係る狩猟の結果を登録都道府県知事に報告しなければならない。

第五章 雑則

(報告徴収及び立入検査等)

第七十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の許可を受けた者、鳥獣（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工しようとする者、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥類の卵を検査させることができる。
- 4 第二項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(鳥獣保護員)

第七十八条 鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、都道府県に鳥獣保護員を置くことができる。

- 2 鳥獣保護員は、非常勤とする。

(調査)

第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(権限の委任)

第八十条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 I-② i 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 19 年環境省告示第 3 号)(抜粋)

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。高度に経済が発達しながらも、我が国には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇りうるものである。

しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保を図る必要があるとともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。

こうした状況の下、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。

また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界を取り扱うものであることを踏まえ、その不確実性を補うための順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)の実施等を更にきめ細かく充実させるものとする。併せて狩猟の適正化を推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。

2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

(1) 鳥獣保護管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にある。一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。

このような状況の中で、43 都道府県で 83 の特定計画(平成 18 年 12 月 1 日現在)が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、ニホンジカでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、イノシシ及びニホンザルでは生息分布域に比して作成数が少ない等、種によって差が生じている。特定計画の達成状況については、種によって傾向は異なるものの、作成後、年数を経ている計画では、作成時より目標に近づいているとの評価となる傾向にあるが、現段階では評価できない又は効果が見られないとの評価もある。一方で、特定計画の実施に当たっては、個体数調整の目標設定がされていない、達成状況について進行管理が行われていない等の課題もある。このため、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣保護管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す順応的な保護管理の推進が求められている。

また、新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウ等については広域的な保護管理の取組が開始されており、鳥獣の地域個体群の特性に応じた広域的な鳥獣保護管理、さらには市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。

さらに、特定計画の作成及び実施により、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保の必要性が指摘されている。

3 鳥獣保護事業の実施の方向性

上記の基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護事業を次のとおり実施するものとする。

(1) 生物多様性の保全（略）

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築

ア 特定計画による鳥獣の適切な保護管理

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大型魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘導する等、適切な鳥獣の保護管理が必要となる。

一方、イリオモテヤマネコのように生息数が減少し、種の存続に支障を来たすおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。

このため、こうした鳥獣について都道府県は特定計画制度により、適切な保護管理の推進を図るものとし、特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携並びに地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じ、法第14条第1項に基づく休猟区における特定計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度等の活用を図るものとする。

イ 狩猟の役割とその適正化

狩猟者は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理並びに鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図るとともに、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方

人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。

1 制度上の区分に応じた保護管理

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

また、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第4条に基づく自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息

環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、捕獲難易度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は、全国的な狩猟鳥獣保護の見地から必要に応じて捕獲等の制限を行うとともに、都道府県においても休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

さらに、都道府県は、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努めるものとする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に当該都道府県の外部から導入され、当該都道府県で被害を生じさせている鳥獣についても、都道府県において必要に応じ上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

第三 特定計画制度の推進

1 特定鳥獣の適切な保護管理

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接しない都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群(以下1において「地域個体群」という。)の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。

① 広域指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に関係する行政機関、団体等が連携して③で示す広域協議会を設置して作成するものとする。また、国は作成された広域指針を広く周知するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

なお、広域指針が作成されない場合であっても、関係都道府県の地域個体群の生息状況や被害の発生状況を踏まえ、必要に応じて関係する都道府県等の連携や情報の共有等による広域的な鳥獣の保護管理の実施に努めるものとする。

②～⑤ (略)

(2)・(3) (略)

2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行うものとする。

また、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

第四 人材の育成・確保

1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保

(1) 基本的な考え方

鳥獣保護事業の適切な実施のためには、専門的な知識や技術等を有する人材が、行政機関を始め、研究機関や鳥獣保護管理が必要とされている現場に至るまで、適所に配置されていることが求められている。

なかでも、鳥獣保護管理の推進に当たっては、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策に関する専門的な知識、技術及び経験を有する人材が、特定鳥獣保護管理計画の作成及び実施に係る各段階に必要とされており、特に、鳥獣被害の深刻な地域では、鳥獣保護管理の実施に関する助言・指導が求められている。

地域でのきめ細かな鳥獣保護管理には、I 第三-2の実施計画作成が効果的であり、実施に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

ア 鳥獣保護員の鳥獣保護管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備

イ 猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体数管理

ウ 市町村等から委託を受けて鳥獣保護管理を行うことができる民間団体の育成・確保

国は、こうした鳥獣保護管理に関する専門的な知識、技術等の評価と必要な人材確保に係る体制（鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組み）の整備を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣保護管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣保護に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) 確保を図るべき人材等

鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みにより確保を図る対象は以下のとおりとする。

ア 特定計画等の鳥獣保護管理に関する計画作成に必要な人材

イ 特定計画等の作成及び実施に関する助言・指導に必要な人材

ウ イの中で特に効果的な捕獲に関する助言・指導に必要な人材

エ 委託等により上記ア～ウを総合的に実施できる団体

2 研修等による人材育成

(1) 国が実施する研修の基本的な考え方

ア 全国的な視点からの鳥獣保護管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣保護管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ 受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

(2) 地域的な視点からの研修の基本的な考え方

ア 都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。

イ 受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣保護行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣保護管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ 農林水産被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣保護管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣保護管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。

エ 鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

(3) 研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア 研修においては、鳥獣保護管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ 全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣保護管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。

また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。

ウ 研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

鳥獣保護事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果たすものとする。

(1) 国の役割

国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、本基本指針等により、国全体としての鳥獣保護行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進するものとする。

具体的には、国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理に資する技術開発、渡り鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行うとともに、広域を含む鳥獣保護管理の計画的な推進を図る。また、市町村等の地域的な鳥獣保護管理の充実に対して都道府県とも連携しながら技術的な支援等に努めるものとする。

(2) 地方公共団体の役割

ア 都道府県

都道府県は、国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画や特定計画の作成により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施するものとする。

具体的には、地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、鳥獣保護員の資質向上を含めた人材の育成及び鳥獣保護事業を行う市町村等が主体となって取り組む地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や支援を行うものとする。

また、科学的な知見に基づいて特定計画の作成及び実施を行うに当たっては、実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を順応的に見直すものとする。

イ 市町村

近年、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣保護管理を実施する上での市町村の役割が増大しており、また、都道府県知事が定める特定計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている。

このため、条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

ア 事業者

鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、鳥獣保護の効果的な実施のための技術の向上に努めるものとする。

また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮するものとする。

鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努めるものとする。

エコツーリズム事業者を始めとする自然体験活動事業者においては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つような自然体験活動の普及及び定着に努めるものとする。

イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

市民については、人と鳥獣との適切な関係の構築及び鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣保護管理の必要な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

鳥獣の保護管理だけでなく自然とのふれあいに関する民間団体については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、普及啓発、市民との情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

専門的な知識及び技術等を有している民間団体においては、必要に応じて、地方公共団体等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力することが期待される。

専門家及び関係学術団体においては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言・指導を行うことが期待される。

2 関係主体の連携

(1) 鳥獣保護事業計画

鳥獣保護事業計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で、各主体が連携して効果的に行うものとする。

また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、地方公共団体の鳥獣行政部局を中心に、その他の関係行政部局、市民や民間団体等の関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する国や地方公共団体等間の連携の強化を図るものとする。

(2) 特定計画等

国、都道府県、鳥獣保護事業を行う市町村等の行政機関、地域住民等が緊密な連携を図ることにより、広域指針、特定計画及び実施計画の効果的な実施を図るものとする。

また、鳥獣の保護管理に取り組む上で、地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲等による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いに伴う個体の拡散による被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図るものとする。

さらに、特定計画の実施に当たっては、統一的な保護管理の考え方の下、隣接都道府県、地元市町村等の関係主体が連携し、効果的な個体数管理等に係る調整、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、被害防除対策の推進、共通の情報を基に取り組むための広域的なモニタリング手法の統一等を図り、適切な保護管理を進めるものとする。

(3) 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であることから、関係主体は、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していくものとする。

また、市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、地域振興にも資するよう適切な活用を図るものとする。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。
ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四において「被害」という。)が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

4) 愛がんのための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合。

- 5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
- 6) 鶺鴒飼養への利用
鶺鴒飼養者が飼養に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
- 7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
- 8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。
- ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。

① 基本的考え方

1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は、①1)で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノ

ワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

② 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、地方公共団体が、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき構造改革特別区域の認定(「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」)を申請し、その認定を受けた地域において、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を

受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができるものとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(7)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。

(7) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策、生息環境の改善等の重点的な実施並びに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条第 1

項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

1) 捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は3(2)－①3)に準じるものとする。

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

さらに、実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

- ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。
- ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。

(4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。

なお、法第 15 条第 1 項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

7 特定計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

特定鳥獣保護管理計画の記載項目

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 5 特定鳥獣の保護管理の目標
 - (1) 現状
 - ① 生息環境
 - ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - ③ 被害等及び被害防除状況
 - ④ その他
 - (2) 保護管理の目標
 - (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - (1) 生息環境の保護
 - (2) 生息環境の整備
- 8 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項
 - (1) 被害防除対策
 - (2) モニタリング等の調査研究
 - (3) 計画の実施体制
 - (4) その他

(1)～(3) (略)

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I 第三－2 に基づき検討会・連絡協議会におい

て検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護管理すべき区域
- 4 保護管理の目標
- 5 数の調整に関する事項
- 6 生息地の保護及び整備に関する事項
- 7 被害防除対策に関する事項
- 8 その他の保護管理のために必要な事項

(6) 実施計画に基づく保護管理の推進

実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。

9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

図表 I-② ii 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（新指針の主な変更点）

第 11 次鳥獣保護事業計画の基本指針（平成 23 年 9 月 5 日環境省告示第 59 号）の主な変更点について

1 生物多様性の保全

鳥獣の保護管理は生物多様性の保全において重要であり、生物多様性基本法や COP10 の成果を踏まえて推進。外来生物対策においても重要な役割を果たしていることを認識。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣保護管理は生物多様性基本法の趣旨を踏まえることを規定
- 鳥獣保護管理が COP10 新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることに留意することを明記
- 鳥獣保護事業が適切に実施されなければ、シカの増加の影響による植生被害や裸地化等のように、生物多様性が損なわれるおそれがあることを明記
- 外来鳥獣の捕獲促進のため、有害鳥獣の捕獲許可等において外来鳥獣等については捕獲数の見直しを行うなどの措置

2 特定鳥獣の保護管理の推進

特定鳥獣の管理においては、科学的・計画的な保護管理が重要であり、特定計画の推進等一定の成果はあるものの、人材の確保と育成、個体数調整を促進するための方策等の課題も明らかになっている。新たな体制検討の必要性とともに、地域ぐるみの活動の重要性を認識。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣被害防止特措法、生物多様性保全活動促進法との連携・活用を記載し、地域ぐるみの活動推進の必要性を記載
- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「有害鳥獣の捕獲」の項を設け、地域ぐるみで有害鳥獣の捕獲を図るために、狩猟者と地域住民との連携・協力や、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要であること、鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携が必要であることを明記
- 狩猟者の確保に努めるとともに、狩猟者のみに頼らない個体数調整の体制についても検討を進めることを明記
- 効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドライン等により普及を図ることを明記
- 確保を図るべき人材として、地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材を加筆
- 都道府県の鳥獣部局と、鳥獣被害防止特措法に基づいて被害対策を実施する市町村が連携を図る旨を明記
- 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することを明記
- 複数人により、銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を含むことを認める規定の追加（特区制度の全国展開）
- 空気銃による有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲の対象鳥獣の拡大

3 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等感染症対策は、生物多様性保全にも寄与するとともに、社会的経済的なニーズも大きいことから、積極的に推進。これらを踏まえ、以下を変更。

- 鳥獣保護管理をめぐる現状と課題に、「感染症」を設け、人獣共通感染症及び家畜との共通感染症について、公衆衛生、家畜、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することを加筆
- 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の野生鳥獣が感染し、人や家畜等に伝播しうる感染症について、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣の感染状況等に関する調査や感染防止対策等を実施する旨を明記
- 傷病鳥獣救護における感染症対策について、家畜伝染病への留意について加筆
- 安易な餌付けの防止を図るとともに、餌付けや給餌を実施する際には、感染症の拡大、伝播につながらないように配慮することを明記
- 感染症への対応について、高病原性鳥インフルエンザ及びその他の感染症に関する対応について加筆

4 その他

時代に即した鳥獣保護管理の促進を図るため、以下を変更。

(1) 愛がんのための飼養目的での捕獲

- 愛がんのための飼養目的での捕獲については、昭和 32 年の鳥獣審議会答申において「本来捕獲を禁止すべき」、昭和 53 年の自然環境保全審議会答申においても「廃止することが望ましい」とされており、現在はメジロのみが許可対象となっているが、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討することについても明記

(2) 地方分権一括法に基づく項目の変更

- 地方分権一括法案において、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画項目の整理等が規定されていることから、それに即して変更

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成 19 年環境省告示第 3 号)は、平成 23 年 9 月 5 日付け環境省告示第 59 号により改正(変更)が行われており、本表はその主な変更点を示したものである。

図表 I-③ 鳥獣の種類・区分

野生鳥獣 約700種	狩猟鳥獣	特定計画 作成鳥獣	被害状況調査 対象鳥獣	可能な捕獲方法	
				狩猟	許可捕獲 (個体数調整・ 有害鳥獣捕獲等)
鳥類	鳥類 (29種類)	鳥類 (1種類)	鳥類 (18種類)		
カワウ	○	◎(2計画)		○	◎
ゴイサギ	○		○	○	○
マガモ	○		○	○	○
カルガモ	○		○	○	○
コガモ	○		○	○	○
ヨシガモ	○		○	○	○
ヒドリガモ	○		○	○	○
オナガガモ	○		○	○	○
ハシビロガモ	○		○	○	○
ホシハジロ	○			○	○
キンクロハジロ	○			○	○
スズガモ	○		○	○	○
クロガモ	○		○	○	○
エゾライチョウ	○			○	○
ウズラ	○			○	○
ヤマドリ (コシジロヤマドリを除く。)	○			○	○
キジ	○		○	○	○
コジュケイ	○			○	○
バン	○			○	○
ヤマシギ	○			○	○
タシギ	○			○	○
キジバト	○		○	○	○
ヒヨドリ	○		○	○	○
ニューナイスズメ	○			○	○
スズメ	○		○	○	○
ムクドリ	○		○	○	○
ミヤマガラス	○		○	○	○
ハシボソガラス	○		○	○	○
ハシブトガラス	○		○	○	○
その他鳥類			○		○
獣類	獣類 (20種類)	獣類 (5種類)	獣類 (16種類)		
タヌキ	○		○	○	○
キツネ	○			○	○
ノイヌ	○			○	○
ノネコ	○			○	○
テン (ツシマテンを除く。)	○			○	○
イタチ (雄)	○			○	○
チョウセンイタチ (雄)	○			○	○
ミンク	○			○	○
アナグマ	○			○	○
アライグマ	○		○	○	○
ヒグマ	○		○	○	○
ツキノワグマ	○	◎(20計画)	○	○	◎
ハクビシン	○		○	○	○
イノシシ	○	◎(34計画)	○	○	◎
ニホンジカ	○	◎(38計画)	○	○	◎
タイワンリス	○		○	○	○
シマリス	○			○	○
ヌートリア	○		○	○	○
ユキウサギ	○		○	○	○
ノウサギ	○		○	○	○
ニホンザル		◎(19計画)	○		◎
ニホンカモシカ		◎(7計画)	○		◎
ネズミ			○		※
モグラ			○		※
マンゲース			○		○
その他獣類			○		○
トド				採捕規制(漁業法等)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「狩猟鳥獣」は、鳥獣保護法第2条3項の規定に基づき定める鳥獣(49種)、「特定計画作成鳥獣」は、同法第7条第1項の規定に基づく特定鳥獣(平成23年10月1日現在6種)、「被害状況調査対象鳥獣」は、農林水産省の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」における調査対象鳥獣(34種)である。
 3 「可能な捕獲方法」は、狩猟と許可捕獲に区分し、「狩猟」は鳥獣保護法第11条の規定、「許可捕獲」は同法第9条の規定に基づくものである。
 なお、許可捕獲については、個体数調整以外は有害捕獲のみを指す。
 4 「○」は該当鳥獣に、「◎」は特定鳥獣に付している。
 5 「※」を付したネズミ科及びモグラ科については、鳥獣保護法第9条第1項の許可を得ないで捕獲等ができる場合がある。
 6 「被害状況調査対象鳥獣」欄の「鳥類」、「獣類」ごとの合計数に「その他鳥類」、「その他獣類」はカウントしていない。

図表 I-④ 特定鳥獣保護管理計画の作成状況

平成23年10月1日現在

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ	カワウ
北海道	◎					
青森			◎			
岩手	◎	◎			◎	
宮城	◎	◎	◎	◎		
秋田		◎	◎		◎	
山形		◎	◎			
福島		◎	◎	◎		◎
茨城				◎		
栃木	◎	◎	◎	◎		
群馬	◎		◎	◎	◎	
埼玉	◎			◎		
千葉	◎		◎			
東京	◎					
神奈川	◎		◎			
新潟		◎	◎			
富山		◎	◎			
石川		◎	◎	◎		
福井	◎	◎		◎		
山梨	◎		◎	◎		
長野	◎	◎	◎	◎	◎	
岐阜	◎	◎		◎	◎	
静岡	◎			◎	◎	
愛知	◎		◎	◎	◎	
三重	◎			◎		
滋賀	◎	◎	◎			◎
京都	◎	◎	◎			
大阪	◎			◎		
兵庫	◎	◎	◎	◎		
奈良	◎			◎		
和歌山	◎		(◎)	◎		
鳥取	◎	◎		◎		
島根	◎	◎		◎		
岡山	◎	◎		◎		
広島	◎	◎		◎		
山口	◎	◎		◎		
徳島	◎			◎		
香川	(◎)			◎		
愛媛	◎			◎		
高知	◎			◎		
福岡	◎			◎		
佐賀				◎		
長崎	◎(3地域)			◎		
熊本	◎			◎		
大分	◎			◎		
宮崎	◎		◎	◎		
鹿児島	◎			◎		
沖縄						
計画数	38	20	19	34	7	2

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 特定計画は、46都道府県で120計画作成されている。
 3 和歌山県のニホンザル及び香川県のニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

図表 I-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）（抜粋）等

○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 10 号）の概要

- 1 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処
市町村の被害防止計画に定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処に関する事項を追加。
- 2 市町村から都道府県への要請
市町村は、被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる規定を新設。
- 3 報告、勧告等
国、都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対し、報告を求め、勧告、助言、援助をすることができる規定を新設
- 4 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査を踏まえた適正な個体数の調査研究
国及び地方公共団体は、被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査結果を踏まえ、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、適正と認められる個体数の調査研究を行い、公表し、被害防止計画の作成又は変更等に活用すべき旨の規定を追加
- 5 財政上の措置
国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等をはじめとする被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記
- 6 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置
国等は、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずるよう努める旨を明記。
- 7 技能講習に係る規定の適用除外
一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員（注）については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者については平成 26 年 12 月 3 日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外。
（注）「鳥獣被害対策実施隊員」とは、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、市町村長が、①市町村の職員のうちから指名する者又は②被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者の中から任命する者をいう。

（施行期日は、平成 24 年 6 月 30 日（ただし、上記 7 については、平成 24 年 9 月 28 日））

○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抜粋）
（目的）

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(地方公共団体の役割)

第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
- 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類
- 三 被害防止計画の期間
- 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項
- 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

- 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
- 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。

4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画（鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。）（特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。））が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。

- 5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
- 8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。
- 10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(市町村に対する援助)

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

(都道府県知事に対する要請等)

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、市町村長が任命する者

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第一号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護法第五十五条第一項の狩猟者登録についての鳥獣保護法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、鳥獣保護法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員(以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。)であつて主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。)である旨及び所属市町村(当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。)の名称」と、鳥獣保護法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となつたとき、対象鳥獣捕獲員でなくなつたとき若しくは所属市町村の変更があつたとき」とする。

7 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

(捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等)

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(報告、勧告等)

第十条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(農林水産大臣の協力要請等)

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して天然記念物の保存に関し、意見を述べることができる。
- 3 環境大臣は、鳥獣の保護を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

- 2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。
- 3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

(被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査)

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定による調査及び研究の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならない。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許及び猟銃の所持の許可並びにそれらの更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(必要な予算の確保等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十条及び第十三条から前条までの措置を含む。）を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮するものとする。

(生息環境の整備及び保全)

第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(被害防止施策を講ずるに当たっての配慮)

第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護が図られるよう十分配慮するものとする。

(農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化)

第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(見直し)

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

(特定鳥獣被害対策実施隊員等による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例)

第三条 第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（次項において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）附則第一項ただし書に規定する日（次項において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二十六年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請

をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

(注) 下線は、改正法（平成24年法律第10号）による改正（新設等）部分であり、当省が付した。

図表 I-⑥ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年農林水産省告示第 254 号）（抜粋）

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たしている。しかしながら、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、トド、カワウ等の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にある。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にある。

加えて、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしているものと考えられる。

このため、今般、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定されたところである。

(1) 被害の状況

① 農作物被害

農林水産業に多くの被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数は、10 年前と比較してイノシシは約 5 倍、ニホンジカは約 3 倍、ニホンザルは約 2 倍に増加している（平成 16 年度）にもかかわらず、各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は 200 億円程度で高止まりしており、平成 18 年度の被害総額は約 196 億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害金額が、獣類被害の約 9 割を占めている。

② 森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約 5,100ha（平成 18 年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による幼齢木の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は 5,000～8,000ha 程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、カモシカ、クマの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約 6 割を占めている。

③ 水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、被害金額は北海道だけで毎年 10 億円以上となっている。また、近年、カワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユをはじめとした有用魚種の食害等が拡大している。

(2) 被害防止対策の基本的な考え方

これまで、都道府県の区域内においてその数が著しく増加し、農林水産業等に著しい被害を与えている鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第 7 条第 1 項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、人と鳥獣の軋轢の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策等の総合的な保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく管理対策が行われてきている。

一方、近年、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化していることに加え、被害の態様が各地域において異なり、効果的な被害防止対策を実施するためには地域主体の取組を推進することが効果的であることから、これまでの取組に加え、被害の状況を適確に把握しうる市町村及び地域の農林漁業者が中心となって被害対策に取り組む体制を早急に構築することが必要となっている。

このため、国及び地方公共団体は、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえ、被害防止計

画（鳥獣被害防止特措法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）の作成を推進し、各地域において、農林水産業等に係る被害の防止のための捕獲及び侵入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、地域の特性に応じ、生息環境の整備及び保全に資するための取組を推進するとともに、被害防止対策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意する。

また、市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、市町村は、都道府県知事に対し、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等を求めることができ、都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供、被害防止対策に関する技術的助言等、必要な援助を行うよう努める。

また、国及び都道府県は、被害防止計画に基づき市町村が行う被害防止対策が円滑に実施されるよう、侵入防止柵や捕獲機材の導入、被害防止技術の開発及び普及、被害現場における技術指導者育成等について、必要な支援措置を講ずる。

2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明

(1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害状況の適確な把握

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数と同様に、鳥獣による農林水産業等に係る被害を適確に把握することが重要である。このため、国及び都道府県は、市町村における鳥獣による被害状況の把握に際して、従来から行われている農林漁業者からの報告に基づく被害把握に加え、農林漁業団体や猟友会等の関係団体からの聞き取りや現場確認を推進すること等により、被害状況を適確に把握する取組を推進する。

なお、被害の程度や場所、被害傾向の季節的変動等の把握が被害防止の観点から有効であることに鑑み、市町村は、可能な限りこれらについて把握するよう努めるものとする。

(3) 調査結果の活用

国及び地方公共団体は、被害の状況や鳥獣の生息状況等の調査結果を公表し、被害防止計画の作成等にこれらの調査結果が活用されるように努めるものとする。

(4) 被害原因の究明

被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要である。このため、国及び都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進する。

3 実施体制の整備

近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少等が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要である。

このため、市町村において、市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対策協議会の組織化を推進するとともに、地域の実情に応じて、鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）の設置を推進する。なお、市町村長が鳥獣被害対策実施隊の隊員を指名又は任命する場合には、被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を指名又は任命することとする。

このうち、主として対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第4条第2項第2号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等に従事することが見込まれる隊員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）については、特段の事由により参加できない場合を除き、市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者であって次の要件を満たすものの中から、市町村長が指名又は任命するこ

とし、指名又は任命した市町村長は、対象鳥獣捕獲員に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

イ 銃猟による捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の所持者に限る。）にあつては、過去3年間に連続して狩猟者登録を行っており、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者であること

ロ 網、わなによる捕獲等を期待される対象鳥獣捕獲員（網猟免許又はわな猟免許の所持者に限る。）にあつては、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者であること

なお、市町村長は、対象鳥獣捕獲員の狩猟免許が取り消されたとき、正当な理由なく市町村長が指示した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められる場合等は、速やかに当該対象鳥獣捕獲員を解任するものとする。

4 鳥獣の捕獲等

(1) 市町村職員や農林漁業団体の職員等による捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣について、当該鳥獣の生態や生息状況等を踏まえつつ、適正な数の捕獲を行うことは、被害防止のために不可欠である。

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者人口の減少や高齢化等が進行していることから、これに対応した新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、従来の取組に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分離され、わな猟に関する狩猟免許取得の負担が軽減されたこと、また、特にイノシシについては箱わなが効果的であるという報告があること等を踏まえ、安全で効果的な箱わな等による捕獲を推進する。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

7 国、地方公共団体等の連携及び協力

(1) 農林水産部局と鳥獣保護部局等との連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、農林水産業の振興の観点のみならず、農山漁村の活性化、鳥獣の保護管理等総合的な観点から対策を講じることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局と鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局等が緊密に連携して、被害防止対策を実施することとする。

なお、国においては、鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、平成4年から、農林水産省、環境省、文化庁及び警察庁による関係省庁連絡会議を設置しているところであるが、被害防止対策をより効果的かつ総合的に実施する観点から、当該連絡会議の充実強化を推進する。

(2) 地方公共団体相互の広域的な連携

鳥獣は、市町村や都道府県の区域にかかわらず、自然界で自由に行動することから、被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことも効果的である。

このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施することとする。

(3) 地方公共団体と農林漁業団体等の連携

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、市町村等を中心として、当該地域の農林漁業団体との緊密な連携協力の下、地域が主体となって対策に取り組むことが重要である。

このため、地方公共団体は、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対策協議会の組織化を推進するなど、農林漁業団体等と連携して、被害防止対策を推進する。

(4) 農林漁業団体等の協力

農林漁業団体等は、自主的に被害防止対策に取り組むとともに、国及び地方公共団体が講じる被害防止対策に積極的に協力するよう努める。

8 研究開発及び普及

被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動特性に基づく総合的な被害防止技術を、各地域の被害の実情に合わせて構築していくことが必要である。

このため、国及び都道府県は、効果的な捕獲技術及び防除技術並びに生息数推計手法等の研究開発を推進するとともに、これら研究成果を活用した被害防止対策マニュアルの作成や普及指導員の活用等により、被害防止技術の迅速かつ適切な普及を推進する。

10 特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を効果的に行うためには、鳥獣の生態や生息状況等の科学的な知見に基づいて、計画的に被害防止対策を進めていくことが必要である。この場合、特定鳥獣保護管理計画制度を有効に活用することが重要であり、都道府県においては、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況等を踏まえ、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画の作成や変更を努めるものとする。

二 被害防止計画に関する事項

市町村は、被害防止対策協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施が図られるよう、対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計

画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護事業計画（鳥獣保護法第4条第1項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。）（特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画）との整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護管理対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があつた場合には、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載する。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

(3) 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は3年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲の担い手の確保、農林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載する。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項（鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。）を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。

都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第4条第5項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であつて、捕獲等を進

めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

(5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。

(6) 被害防止施策の実施体制に関する事項

4 被害防止計画の実施状況の報告

被害防止対策を効果的に実施するためには、市町村が作成した被害防止計画に基づく取組の実施状況を都道府県に報告し、特定鳥獣保護管理計画の作成又は計画の見直しに役立てる等、都道府県と市町村が連携して対策を実施することが重要である。

このため、市町村は、鳥獣被害防止特措法第4条第10項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

1 国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やNPO等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

2 鳥獣の特性を考慮した適切な施策の推進

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害が全国的に深刻化している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が著しく減少している鳥獣が存在する。

このため、国及び地方公共団体は、被害防止対策を講ずるに当たって、健全な生態系の維持を通じた生物の多様性の確保に留意するとともに、都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣等については、当該鳥獣の特性を考慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進することにより、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

3 農林漁業の振興及び農山漁村の活性化

国及び地方公共団体は、被害防止施策の推進と相まって、農林漁業及び関連する産業の振興等を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図る。

4 狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減

狩猟は、鳥獣の個体数管理に重要な役割を果たす一方で、狩猟者の減少及び高齢化の進行等のため、狩猟者の確保が課題となっている。

このため、国及び地方公共団体は、狩猟者の確保に資するよう、狩猟免許等に係る手続の迅速化、狩猟免許試験の休日開催や複数回開催等、狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減を図るための取組を推進する。

5 基本指針の見直し

この基本指針は、鳥獣被害防止特措法で示された被害防止施策の実施に関する基本的な事項に従い、基本指針の策定時点での諸情勢に対応して、今後5年程度を見通して策定したものであるが、今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況、鳥獣の生息状況等が大きく変化する可能性がある。

このため、この基本指針については、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の実施状況等を踏まえつつ、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討するものとする。

図表 I-⑦ 被害防止計画の作成状況

被害防止計画の作成状況

(平成 24 年 2 月末現在)

全市町村数	被害防止計画作成市町村(①)	平成 23 年度中に作成予定(②)	合計(①+②)	(参考) 鳥獣被害対策実施隊の設置市町村
1,719	1,191	8	1,199	236

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 農林水産省では、1,719 全市町村のうち 1,452 (84.5%) 市町村から被害発生の報告があったとしている。

〔参考〕 被害防止計画の作成状況の推移

時 点	計画作成市町村数	備 考
平成20年 4 月 15 日	40	全市町村数 1,719 (平成24年 2 月末現在)
平成21年 4 月 30 日	724	
平成22年 3 月 31 日	933	
平成23年 4 月 30 日	1,128	
平成24年 2 月 29 日	1,191	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 いずれの時点のものも、都道府県と協議中のものを含む数である。

図表 I-⑧ 鳥獣保護法の適用を受けない海棲哺乳類

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（適用除外）

第 80 条 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるものについては、適用しない。

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）（抜粋）

（法の適用除外となる鳥獣）

第 78 条

2 法第 80 条第 1 項の環境省令で定める鳥獣のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣は、次表に掲げる鳥獣以外の海棲哺乳類とする。

科名	種名
動物界 哺乳綱 (一)	ねこ目
あしか科	ニホンアシカ（ザロフス・カリフォルニアヌス・ヤポニクス）
あざらし科	ゼニガタアザラシ（フォカ・ヴィチュリナ）
	ゴマフアザラシ（フォカ・ラルガ）
	ワモンアザラシ（フォカ・ヒスピダ）
	クラカケアザラシ（ヒストリオフォカ・ファシアタ）
	アゴヒゲアザラシ（エリグナトゥス・バルバトゥス）
(二)	かいぎゅう目
じゅごん科	ジュゴン（ドゥゴング・ドゥゴン）
備考	種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。



◎ トドなどの保護管理は、生態や来遊頭数に関する調査・研究及び混獲頭数の把握等に基づき、漁業法等による採捕制限の下で管理を行う。

○ 水産動植物（水産資源）の採捕を規制している法令等

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

瀬戸内海漁業取締規則（昭和 26 年農林省令第 26 号）、都道府県漁業調整規則

【例】

○ 漁業法（抜粋）

第四章 漁業調整

（漁業調整に関する命令）

第六十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であって農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であって農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第六十七条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

○ 水産資源保護法（抜粋）

第一節 水産動植物の採捕制限等

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であって農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であって農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

(漁法の制限)

第五条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

【参考】トドなどの海獣による漁業被害

トドによる漁業被害には、網の破損の直接被害と、漁獲物の損傷や網の破損による漁獲物の逸失による間接被害があるが、近年、沿岸漁業が受けるこれらの被害額は10億円を超えている。被害は、日本海地域に集中しており、刺し網漁業や小型定置網漁業、底建網漁業の被害が大半を占め、有効な被害防止策が確立していない状況

一方、トドは国際的には生息数が減少傾向にあると言われ、我が国でも水産庁のレッドデータブックに「希少種」、環境省のレッドデータブックには「絶滅危惧Ⅱ種」として掲載されている。

(北海道「水産業・漁村の動向」より)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 I-⑨ 国の関係行政機関の鳥獣被害防止等に係る事業費及び調査対象 9 道県の鳥獣被害防止関係事業費

表 関係省庁における鳥獣被害防止等に係る主な事業費の推移

(単位：百万円)

所 管	事 業 等	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度(予算)
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策事業	976	2,246	2,277	11,283	9,500
林 野 庁	森林環境保全整備事業 (鳥獣害防止施設整備)	960	1,138	1,162	118,197 の内数	124,234 の内数
水 産 庁	有害生物漁業被害防止 総合対策事業(トド)	74	90	102	722 の内数	578 の内数
	水産関係民間団体事業 (カワウ)	3	69	158	304 の内数	210 の内数
環 境 省	特定鳥獣等保護管理実 態調査等	225	195	199	158	370
文部科学省 (文化庁)	天然記念物食害対策事 業	188	199	209	222	222

(注) 1 当省の調査結果による。平成 20 から 22 年度は執行額ベース、23 年度及び 24 年度は予算ベースである。

2 鳥獣被害防止総合対策事業は、平成 22 年度から「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」となっている。

表 調査対象 9 道県における鳥獣被害防止等に係る主な事業費の推移

(単位：千円、%)

道県名	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	国庫補助率	自主財源率
北海道	34,059	42,838	693,763	2,429,605	48.0	52.0
山形県	3,523	1,774	34,498	(※) 25,014	61.2	38.8
青森県	30,100	32,318	44,085	57,198	52.0	48.0
愛知県	35,342	41,060	108,595	344,304	50.6	49.4
滋賀県	235,707	652,651	554,764	1,291,215	61.5	38.5
広島県	41,938	50,275	65,192	391,598	47.1	52.9
徳島県	3,155	2,800	36,924	115,085	49.2	50.8
福岡県	46,481	49,338	130,445	440,196	56.5	43.5
沖縄県	811	0	16,661	71,076	75.1	24.9
計	431,116	873,054	1,684,927	5,165,291	50.7	49.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年度は予算額である。なお、山形県(※)については、市町村分は含まれていない。

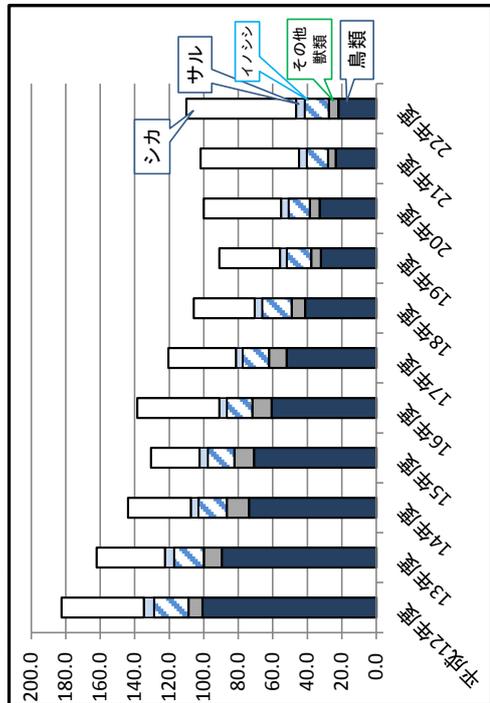
3 「国庫補助率」及び「自主財源率」は、平成 18 から 23 年度までの事業費に係る比率である。

図表 I-⑩ 野生鳥獣による農作物被害状況

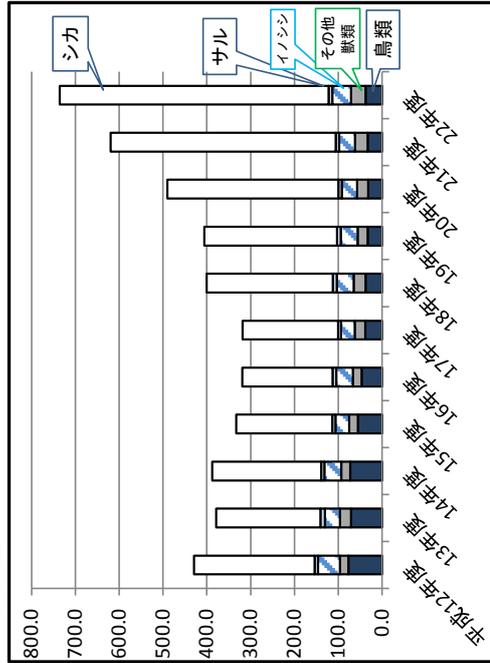
年度	被害面積 (千ha)				被害量 (千t)				被害金額 (百万円)								
	鳥獣計	鳥獣計			鳥獣計	鳥獣計			鳥獣計	鳥獣計							
		鳥類	イノシシ	サル		シカ	その他獣類	鳥類		イノシシ	サル	シカ	その他獣類				
平成12年度	182.5	100.9	19.9	5.9	47.7	8.1	77.5	50.0	7.8	275.2	18.8	22,412	9,085	5,211	1,292	4,779	2,045.0
13年度	162.2	89.7	17.4	5.1	39.7	10.3	71.5	34.3	10.2	238.0	24.9	21,715	9,647	4,698	1,488	4,310	1,572.0
14年度	144.0	73.9	16.6	4.3	36.4	12.8	72.8	39.1	6.8	249.0	20.5	21,316	9,259	5,233	1,420	4,069	1,335.0
15年度	130.6	71.0	15.5	4.7	28.1	11.3	55.8	31.4	7.5	218.8	19.6	19,935	7,968	5,010	1,520	3,950	1,488.0
16年度	138.7	60.8	14.8	4.4	47.5	11.1	47.4	38.5	8.1	206.2	19.4	20,566	7,806	5,592	1,590	3,912	1,666.0
17年度	120.6	52.1	15.3	3.8	39.2	10.2	39.0	31.1	6.8	218.1	23.9	18,689	6,905	4,886	1,389	3,884	1,625.0
18年度	105.8	41.4	17.1	4.2	35.3	7.8	38.0	38.4	8.7	287.9	27.5	19,640	6,110	5,529	1,630	4,309	2,061.0
19年度	91.0	32.2	14.2	3.7	35.2	5.7	40.6	38.7	8.2	302.9	23.2	18,495	5,281	5,012	1,603	4,680	1,919.0
20年度	100.1	32.9	12.4	4.3	44.8	5.7	49.0	35.1	7.5	390.4	25.1	19,886	5,165	5,376	1,542	5,816	1,986.0
21年度	101.9	23.6	12.4	4.3	57.1	4.5	61.9	36.0	8.1	513.3	28.6	21,327	5,027	5,590	1,649	7,059	2,002.0
22年度	110.1	22.1	14.1	4.8	63.6	5.5	73.6	42.6	8.5	613.4	33.6	23,949	5,267	6,799	1,854	7,750	2,279.0



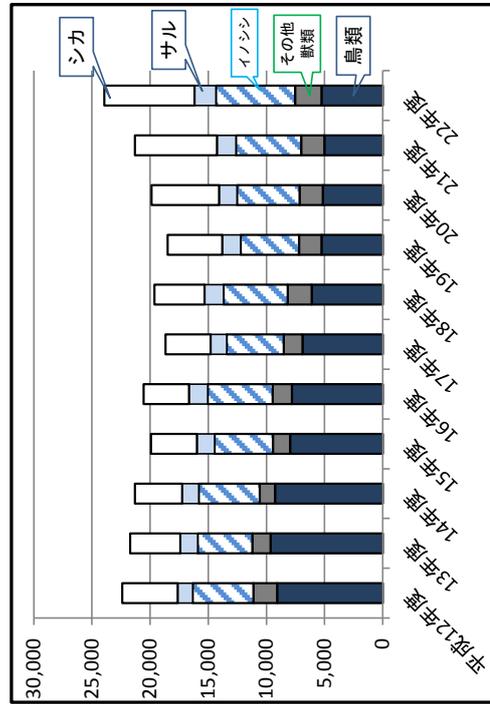
1 被害面積 (単位：千ha)



2 被害量 (単位：千t)



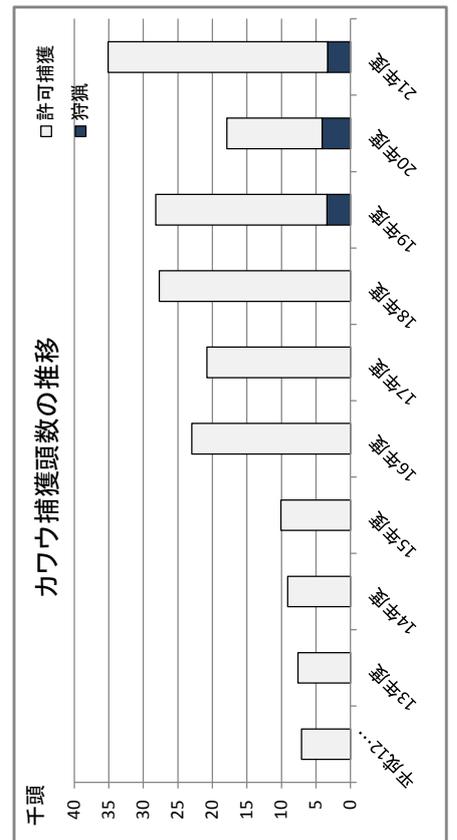
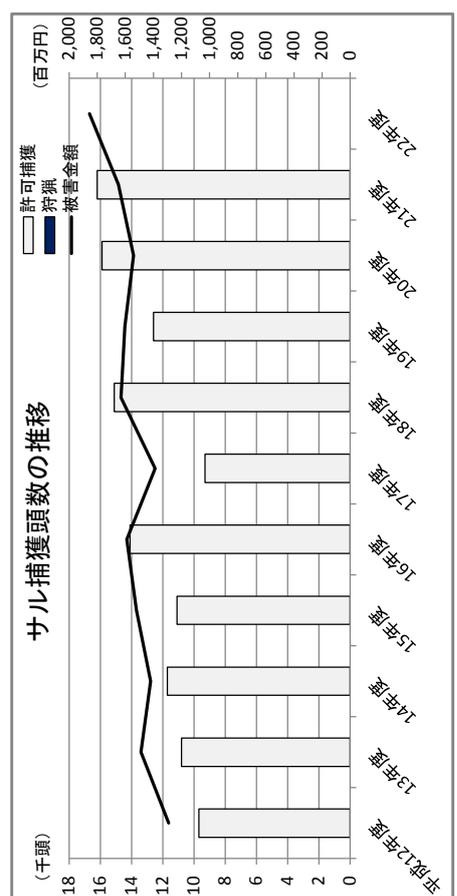
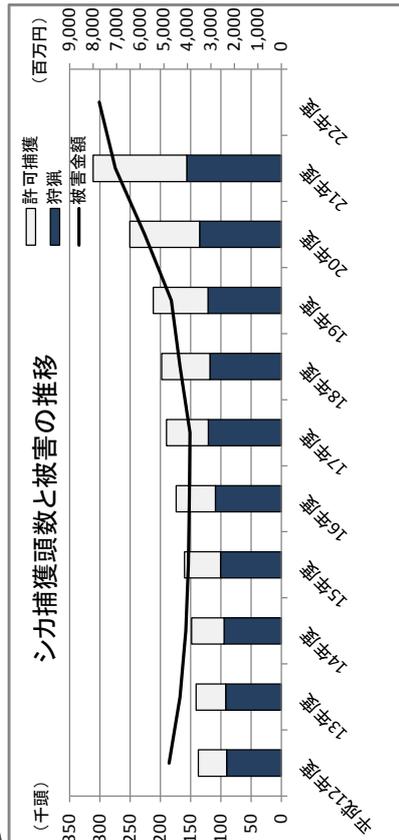
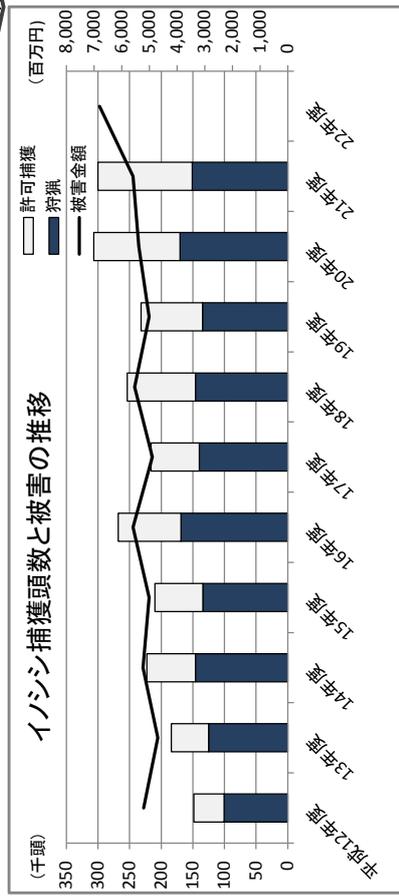
3 被害金額 (単位：百万円)



(注) 農林水産省の統計資料に基づき、当省が作成した。

図表 I - ① 狩猟、有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数推移

年度	イノシシ(頭)		イノシシ被書金額(百万円)		シカ(頭)		シカ被書金額(百万円)		サル(頭)		サル被書金額(百万円)		カワウ(羽)	
	狩猟	許可捕獲	合計	合計	狩猟	許可捕獲	合計	合計	狩猟	許可捕獲	合計	合計	狩猟	許可捕獲
平成12年度	100,600	47,700	148,300	5,211	90,700	46,700	137,400	4,779	0	9,700	9,700	1,292	0	7,100
13年度	125,200	58,600	183,800	4,698	92,100	49,200	141,300	4,310	0	10,800	10,800	1,488	0	7,600
14年度	145,900	76,700	222,600	5,233	94,700	53,600	148,300	4,069	0	11,700	11,700	1,420	0	9,100
15年度	133,900	76,000	209,900	5,010	100,500	59,600	160,100	3,950	0	11,100	11,100	1,520	0	10,100
16年度	168,500	99,600	268,100	5,592	109,100	64,800	173,900	3,912	0	14,100	14,100	1,590	0	23,000
17年度	139,900	76,400	216,300	4,886	120,600	69,600	190,200	3,884	0	9,300	9,300	1,389	0	20,800
18年度	145,700	108,100	253,800	5,529	118,300	79,600	197,900	4,309	0	15,100	15,100	1,630	0	27,700
19年度	134,800	97,000	231,800	5,012	121,500	90,200	211,700	4,680	0	12,600	12,600	1,603	3,400	24,800
20年度	170,100	136,600	306,700	5,376	135,400	115,200	250,600	5,816	0	15,900	15,900	1,542	4,100	13,800
21年度	150,900	148,900	299,800	5,590	156,700	154,800	311,500	7,059	0	16,200	16,200	1,649	3,300	31,800
(対12年度比(%))	(150.0)	(312.2)	(202.2)	(172.8)	(172.8)	(331.5)	(226.7)	(167.0)	—	(167.0)	(167.0)	(127.6)	—	(447.9)
22年度				6,799				7,750				1,854		



(注) 1 農林水産省及び環境省の統計資料に基づき、当省が作成した。
 2 「許可捕獲」は、環境大臣及び都道府県知事の鳥獣捕獲許可の中の「有害鳥獣捕獲」及び「特定鳥獣保護管理計画」に基づく数の個体数調整である。